

# 令和5年度 船橋市インターンシップ実習生募集案内

船橋市では、大学等の学生の皆様に対して市での就業体験の機会を設けることで、学生の就業意識の向上や市政に関する理解を深めていただくことを目的として、「船橋市インターンシップ実施要綱」に基づき、インターンシップ実習を実施します。

## 1. 対象者

学校教育法の規定に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び高等学校の学生

## 2. 実施期間・時間

5日間（原則、午前8時45分～午後5時15分）

- A日程：8月21日（月曜）～8月25日（金曜）
- B日程：8月28日（月曜）～9月1日（金曜）

A日程のうち1つの部署では、8月17日（木曜）～19日（土曜）、21日（月曜）、22日（火曜）の日程で実習を行います。

## 3. 募集人数

26人（A日程14人、B日程12人）

※部署別の受入人数は、「令和5年度 船橋市インターンシップ実習生 受入部署一覧」をご確認ください。

※部署によっては、実習生に求める条件があります。

## 4. 報酬等

報酬、賃金、交通費、食費等は一切支給しません。

## 5. 身分・服務等

- 船橋市職員としての身分を有しません。
- 実習時間中は専ら所定に実習に従事し、実習の目的達成に努めなければなりません。
- 実習時間中、船橋市職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、実習を行う部署の所属長等の指導及び指示に従わなければなりません。
- 実習に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。（実習終了後も含む）
- 教育機関及び実習生は、傷害保険及び賠償責任保険に加入してください。実習中の事故に関しては、自らの責任において対応していただきます。

## 6. 申請方法

### 学生（実習希望者）が行うこと

- ◆ 必ず、在籍している学校を通じて申請をしてください（学生個人からの直接の応募は受け付けておりません）。
- ◆ 必要に応じて、「船橋市インターンシップ実習受入申請書」の内容を記載し、教育機関のキャリアセンター等のインターンシップ担当者に提出してください。  
※学生自身に関する項目は、申請書のうち「1 実習を希望する学生」「4 希望する部署等」「5 実習期間」「6 学生に関する事項」となります。

### 教育機関の担当者が行うこと

- ◆ 「船橋市インターンシップ実習受入申請書」を作成してください。（押印不要）
- ◆ 「船橋市オンライン申請・届出サービス」のインターンシップ実習受入申請ページから、申請書のデータを提出してください。

#### 【インターンシップ実習受入申請ページ】

[https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=2971](https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2971)



## 7. 申請締切日

令和5年6月23日（金曜）

## 8. 実習受入の決定

- 「船橋市インターンシップ実習受入申請書」をもとに選考を行い、7月下旬までに受入れの可否を教育機関あてに通知いたします。
- 受け入れに当たっては、教育機関の窓口を通して、以下の協定書の締結等の事務手続きを行っていただきます。

#### 【実習受け入れ決定後の提出書類】

- ① 「船橋市インターンシップに関する協定書」
- ② 「誓約書」 ※本人署名

## 9. お問い合わせ先

船橋市 総務部人事課 人材育成室（担当：山浦／大木）

TEL：047-435-8642 FAX：047-435-8643

E-mail：kenshu@city.funabashi.lg.jp